

令和5年度 第6回中区協議会

会議資料

【答申事項】

ア 令和6年度区役所費の予算要求の概要について

【協議事項】

ア 令和5年度中区地域力向上事業（助成事業）の提案について

【その他】

徳川家ゆかりの資料展示収蔵施設整備事業について

令和5年10月4日開催

中区協議会

(案)

答申一ア

第10号様式

浜中区協第 1 号

令和5年10月4日

浜松市長

中区協議会

会長 鈴木 義明

諮問事項に対する答申について

令和5年9月27日付け浜市協第95-1号で当協議会に対して諮問のあったことについて、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例第11条第1項から第3項の規定に基づき審議した結果、下記のとおり答申します。

記

1 答申内容 令和6年度区役所費予算要求の概要について

第 1 1 号様式

諮問事項に対する答申書（案）

中区協議会

件 名	令和 6 年度区役所費予算要求の概要について
諮 問 内 容	令和 6 年度中央区役所費（現中区分及び現北区のうち三方原地区分）の予算要求の概要について諮問するもの。 ・詳細は別紙のとおり。
答 申	諮問内容については審議の結果、適切であると認めます。
備 考	

令和6年度 中央区役所費（現中区分及び北区のうち三方原地区分） 予算要求の概要

（単位：千円）

費用項目	6年度当初 要求額			5年度当初 予算額			増減 (A-B)	内 容
	中区	三方原地区	計(A)	中区	三方原地区	計(B)		
中央区役所費（現中区分及び北区のうち三方原地区分）	331,730	35,860	367,590	305,783	33,568	339,351	28,239	人件費を除く
区管理運営事業	8,801	86	8,887	8,781	106	8,887	0	区役所の運営や公有財産の維持管理等に要する経費
協働センター管理運営事業	134,334	12,538	146,872	128,323	12,461	140,784	6,088	協働センターの運営や維持管理等（保守点検、光熱費など）に要する経費
区協議会運営事業	366	34	400	286	41	327	73	区協議会開催に要する経費（消耗品、郵便料、会場借上料など）
地域力向上事業	8,496	850	9,346	9,574	767	10,341	△ 995	○市民提案による住みよい地域づくり助成事業：4,900千円（R5:4,817千円） ○区民活動・文化振興事業：150千円（R5:150千円） ○区課題解決事業：2,646千円（R5:3,724千円） ○協働センターを核とした地域課題解決事業：1,650千円（R5:1,650千円）
行政連絡文書配布事業	108,865	11,616	120,481	107,844	11,445	119,289	1,192	行政連絡文書の配布を自治会に委託するための経費（125,501世帯）
自治会振興事業	70,868	10,736	81,604	50,975	8,748	59,723	21,881	○自治会集会所整備助成金：23,886千円（R5:7,710千円） ○防犯灯設置維持管理助成事業：57,718千円（R5:52,013千円）

※令和5年10月4日現在

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項
件 名	令和5年度中区地域力向上事業（助成事業）の提案について
事業の概要 （背景、経緯、 現状、課題等）	—
対象の区協議会	中区協議会
内 容	<p>令和5年度中区地域力向上事業「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」の提案の随時募集（6/1～11/30）に対し、1件の提案があった。（別紙のとおり）</p> <p>中区行政推進会議で審査し、採択・不採択を決定するにあたり、区協議会の意見を伺うもの。</p> <p><浜松市地域力向上事業実施要綱（抜粋）></p> <p>第7条 助成事業は、浜松市区における総合行政の推進に関する規則第8条に規定する<u>区行政推進会議</u>において、<u>審議</u>するものとする。</p> <p>第8条 市長は、助成事業の採択に当たっては、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例第4条に規定する<u>区協議会</u>に意見を求め、その意見を踏まえて実施予定助成事業を決定し、提案団体には選考結果通知書により通知するものとする。</p>
備 考 （答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など）	本日いただいたご意見を踏まえ、中区行政推進会議において10月中旬までに採択・不採択を決定
担当課	中区区振興課

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

令和5年度中区地域力向上事業（助成事業）の提案について

中区・区振興課

1 事業概要

(1) 事業名・団体名

「和の祭典～着物フェスティバル～」 和の祭典実行委員会

(2) 採択実績 新規

(3) 時期 令和5年11月19日（日）13時～15時

(4) 場所 浜松城公園、大河ドラマ館広場（雨天時：福祉交流センター大会議室）

(5) 参加予定 団体スタッフ6名、参加者200名

(6) 内容 静岡県西部の美容師が集結し、プロの技で作り上げた「花魁」や「芸者姿」、「舞妓」、「振袖」「七五三」等の「和の装い」を来場された多くの観客に観てもらうことで、「和服文化」に触れる機会を提供し、これまで浜松城公園に訪れた事がなかった層への訴求、ひいては浜松の文化レベルの底上げ「創造都市・浜松」の発展に寄与する事業。

- ・「花魁道中」のストリートショー、ステージでの着物姿披露、写真撮影
- ・キッチンカーや茶の湯ブースの提供も予定

2 事業費 3,360千円

(1) 主な経費	着付け等謝礼(報償費)	1,375千円
	イベントスタッフ賃金	787千円
	チラシ作成費・事務用品等	147千円
	広告宣伝費	220千円
	会場設営使用料等	831千円
(2) 補助希望額		<u>1,679千円</u>

3 ヒアリング内容（審査委員の主な意見）

- ・ 中区の地域課題であるにぎわいと文化を育むまちづくりに繋がるイベントである。
- ・ 大河ドラマ館広場を活用し、浜松をアピールする手立てとしては、採択するにふさわしい。しかし、報償費、賃金が対象経費の50%を超えている点については、市長が認める十分な理由には当たらないと思うため、報償費、賃金が50%を超える額は対象外経費として整理されたい。
- ・ 雨天の場合の実施内容について、大会議室での実施では、主旨や目的が達成できないように思われる。

4 採択方針（案）

- ・ 本提案は、にぎわいと文化を育むまちづくりに繋がる事業であるため、採択とする。
- ・ 補助金要綱に「報償費及び賃金については、補助対象経費の総額の50%を超えないものとする。」とあるため、補助対象経費を精査した結果、1,197千円を補助金額とする。

1 目的

家康公ゆかりの地としての都市ブランドの向上による地域活性化を図るため、大河ドラマ「どうする家康」のレガシーとして、放送に伴い整備した大河ドラマ館及び関連施設を活用しながら（公財）徳川記念財団（以下「財団」という。）所蔵品を中心とした徳川家関係資料の展示収蔵施設を新たに設置する。

2 背景・経緯

- ・本市は、浜松城の代々の城主が幕府の要職に栄転した「出世城」の由来と、世界的企業の経営者を数多く輩出したことに着目し、2012年から「出世の街」として地域ブランドの確立に取り組んできた。
- ・2019年からは、家康公の躍進の歴史を背景に、浜松・浜名湖地域の豊かな食材の魅力を全国に発信する「浜松パワーフード」プロジェクトが民間主導で発足している。
- ・大河ドラマ「どうする家康」の放送を契機に、全国の家康公ゆかりの地との連携を進めており、現在、20都市以上と協力しながら徳川家及び徳川家康に関する機運を高めている。
- ・大河ドラマ館及び関連施設について、市民等からドラマ終了後の継続利用を求める声があり、活用方法を検討する中で、大河ドラマ館名誉館長である徳川家広氏から、財団が各地に点在する所蔵品を集約し、多くの方に見ていただくことを検討していることを伺った。
- ・本市としても財団所蔵の文化財を展示収蔵する施設は、都市ブランドの向上や地域活性化に大きな恩恵をもたらすと考えられることから、大河ドラマ館等を活用した整備を計画することとなった。

3 整備方針

(1) 全体方針

- ・高い文化的価値を持つ財団所蔵品を中心とした徳川家関係資料の展示・保存を通じて、家康公ゆかりの地としての都市ブランドを広く発信する拠点を目指す。
- ・レガシーとして的大河ドラマ館及び関連施設を可能な限り活用する。
- ・浜松城を中心とした歴史文化拠点として、周辺施設を含めたストーリー性を示す施設とする。

(2) 各施設の機能

ア 展示収蔵施設

- ・本市の歴史・文化を多角的な視点により紹介するために、国宝・重要文化財級の資料も展示収蔵を可能とする。
- ・適切な埋蔵文化財の保護や都市計画法に基づく階数制限などを踏まえたうえで、最適となる収蔵スペース、展示スペースを計画する。
- ・施設の配置は、旧元城小学校校舎、体育館、プール等が過去に建設され埋蔵文化財が既に失われたことが明らかな範囲を原則とする。
- ・文化庁の「文化財公開施設の計画に関する指針」（1995年8月）及び「文化財（美術工芸品）」

保存施設、保存活用施設設置・管理ハンドブック」(平成27年3月)を踏まえ、文化財の保存と活用に適した施設になるよう十分に検討する。

- ・建物については、浜松城内であることなど周辺の景観や特性に配慮し、調和のとれたデザインとする。

イ 付帯施設

- ・ミュージアムショップ、レストラン、講義室など展示収蔵施設と連動し、さらなるにぎわい創出の効果が期待できる付帯施設を整備する。
- ・適切な施設運営のため、必要な事務スペースを確保する。

ウ イベント広場

葵の御紋の模様に整備した広場は、原則として現状のまま活用するが、耐久性等を調査した上で活用方法を検討する。

4 整備・運営手法

- ・「浜松市民間活力の導入に関する基本方針」に則り、施設整備段階だけでなく、施設運営段階も含めた長期的な観点から、効率的・効果的な行政サービスを提供できるよう、最適な手法を検討する。
- ・施設整備段階では、文化財収蔵にかかる施工後の乾燥期間や維持管理などを考慮し、最適な工法・構造・規模を選択する。
- ・施設運営段階では、特に収蔵品の適切な管理や展示に関するノウハウが求められるため、専門性に重点を置いて、指定管理者制度などの導入を検討する。

5 現状

(1) 大河ドラマ館及び関連施設(建物)

- ・建物、建物付属設備、敷地の外構、敷地内の駐車場並びにこれらに付帯する関連施設は、ドラマ放送終了までの期間限定で使用し、放送終了後は速やかに解体撤去する予定で仮設建物として整備した。
- ・公募プロポーザル方式により事業者を選定し、大河ドラマ館等設計設置保守撤去業務委託契約を締結。

契約期間：2022年1月13日から2024年3月31日

業務内容：①基本設計及び実施設計、②設置工事、③工事管理、④保守及び使用収益させるサービスの提供、⑤解体撤去・敷地の原状回復、⑥その他上記に付随する業務

- ・本契約に基づき、事業者が大河ドラマ館の建物及び建物付属設備を設置して自らが所有者となった上で、本市に対して、大河ドラマ館の建物及び建物付属設備を使用収益させるサービスを提供している。

使用期間：2022年11月から2024年1月まで

(大河ドラマ館建物の建設後から大河ドラマ館の閉館まで)

- ・本市は、大河ドラマ館の運営及び大河ドラマ館内での物品販売などの複数の業務について、複

数の受託者と業務委託契約を締結して、運営等を任せている。

(2) 大河ドラマ館及び関連施設（土地）

- ・市有地であり、行政財産として位置づけられている。
- ・都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設である公園に該当するが、都市公園法第2条の2に規定する供用開始にあたっての公告を行っていないため、都市公園としては設置（開設）されていない区域である。
- ・「浜松城公園長期整備構想」（2014年2月策定）において当該区域は、賑わいと交流ゾーンに位置付けられ、来訪者を各方面から誘引する機能を担っている。
- ・敷地内は周知の埋蔵文化財包蔵地「浜松城跡」の範囲内である。発掘調査により敷地内には、本丸北東角の石垣や本丸東堀跡、二の丸御殿や二の丸御殿庭園の遺構等の浜松城に関わる重要遺構が、広範囲に残存していることが明らかになっており、適切な埋蔵文化財の保存に十分配慮する必要がある。

(3) 徳川記念財団所蔵品

- ・絵画（軸装、屏風、額装等）、工芸（染織、漆器等）、文書、写真、刀剣、長持など、2万5千点余りであり、重要文化財を含むと想定しているが、本市に展示収蔵するものは今後調整。
- ・財団所蔵品は、都内数カ所にて収蔵している。

6 その他

- ・博物館法や市有の類似施設との整合性、位置づけを整理する。
- ・基本計画策定の進捗に伴い、有識者や関係者等で構成する検討委員会にて基本計画案に対する意見を聴取する。
- ・大河ドラマ館及び関連施設にかかる業務委託契約の変更及び建物譲渡については、基本計画策定と並行して協議を進める。